

発行・編集
あわら市観光工商課
TEL : 0776-73-8030
FAX : 0776-78-4325

あわら市商工会事務局（本所）
〒919-0621 福井県あわら市市姫一丁目9-21
TEL : 0776-73-0248 FAX : 0776-73-7145

あわら市商工会事務局（支所）
〒910-4103 福井県あわら市二面2丁目701
TEL : 0776-78-6311 FAX : 0776-78-7801

あわら市商工会は、地域経済団体として、 創業・経営改善支援、地域活性化に努めています。

創業支援

事業計画書[販売計画・仕入計画・資金計画・組織(個人・法人)]、創業時に必要な届出書類・経理事務等について、アドバイスします。

経営改善支援

1. 経営支援・診断システム

生産技術・販売、財務・税務、労務など、日常経営の課題解決策を支援します。

2. ビジネスプラン提案・経営革新計画作成

新たなビジネスアイデア・新たな取組実現化を支援します。

3. 商工会認証システム

経営力を審査・認証し、事業所の魅力づくりを支援します。

4. 情報化対策

基本的なパソコン操作からホームページ作成など、情報化導入を支援します。

5. リスクマネジメント

企業を取り巻く様々なリスクを調査分析し、改善策を支援します。

- ・人材・組織診断
- ・保険証券契約分析
- ・総合リスクマネジメント診断

6. 環境対策

環境への取組・対応（省エネルギー対策）を支援します。

7. ISO認証取得

ISO9001(品質マネジメントシステム)
ISO14001(環境マネジメントシステム)
取得を支援します。

地域活性化

まちづくり、イベント・交流事業、観光振興に取り組んでいます。



商工会会員の経営革新計画承認取得

商工会では、企業経営の体質強化を図り発展・成長を支援するため、経営革新計画承認取得支援を行っています。今年度は、次の企業が取得しました。

- 有限会社長谷川旅館（新たなサービスの提供）
- 堀川製茶有限会社（新商品の開発・生産、新たなサービスの提供）

職員異動のお知らせ

この度、あわら市商工会において職員の人事異動がありましたので、お知らせいたします。

新任者：事務局長 平田 幸一
退職者：徳丸 俊夫(事務局長)
久米田 憲三(経営指導員)



ご挨拶

この度、4月1日付けであわら市商工会事務局長に就任しました平田でございます。

現在の中小企業情勢は、原油高騰や円高等により非常に厳しいものがあり、大変な職務と痛感しているところですが、会長を始め役員・職員と共に会員の皆様のために精一杯努力いたしますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

事務局長 平田 幸一

パートタイム労働法 改正のお知らせ

—平成20年4月1日施行—

パートタイムという働き方を選んだ労働者がその能力を有効に発揮することができる雇用環境を一層整備するため、パートタイム労働法が改正されました。

パートタイム労働法の対象となる「パートタイム労働者」とは？

「パート」「アルバイト」「嘱託」「契約社員」「準社員」などの呼称にかかわらず、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い労働者を言います。

改正のポイント

①一定の労働条件について明示義務が追加されました。

労働基準法では、パートタイム労働者を含めて、労働者を雇い入れる際には、労働条件を明示することが義務付けられています。(違反の場合は30万円以下の罰金に処せられます。)

◆義務付けられている事項

- ・労働契約期間・就業場所・従事する業務内容・労働時間(始業・終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日、休暇等)
- ・賃金(計算及び支払方法、賃金締切日、支払時期)・退職(解雇事由含む)

改正パートタイム労働法では、上記に加え、次の事項について文書交付等による明示が義務付けられました。(違反の場合は10万円以下の過料に処せられます。)

◆新たに明示が義務付けられる事項

- ・昇給の有無
- ・退職手当の有無
- ・賞与の有無

②労働者の求めに応じて、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明することが義務化されました。

◆説明義務が課せられる事項

労働条件の文書交付等、就業規則の作成手続、待遇の差別的取扱い禁止、賃金の決定方法、教育訓練の実施等、福利厚生施設の利用等、通常の労働者への転換推進のための措置

③パート労働者の働き方に応じて、均衡のとれた待遇の確保が求められます。

- (1)「正社員と同視すべきパート労働者」(職務内容、人材活用の仕組みや運用などが通常の労働者と同じで、契約期間が実質的に無期契約となっている者)の待遇を差別的に取扱うことが禁止されます。
- (2) (1)以外のパート労働者についても、その働き方に応じ、賃金、教育訓練、福利厚生について、通常の労働者との均衡を考慮することが求められています。

④正社員への転換を推進するため何らかの措置を講じることが義務化されました。

- 例：1) 正社員募集の際、パート労働者にもその募集内容を周知する。
- 2) 正社員のポストを社内公募する際、パート労働者にも応募機会を与える。
- 3) パートから正社員への試験制度を設けるなどの転換措置を導入する。

⑤パート労働者からの苦情の申し出に対応することが求められます。

苦情の申し出には事業所内での自主的解決に努めることが求められるほか、紛争解決援助の仕組みとして、都道府県労働局長による援助や紛争調整委員会による調停が設けられます。

お問合せ先：福井県労働局雇用均等室

TEL 22-3947



あわらし暴力追放連合会の会員募集！

現在、市暴力追放連合会では、暴力のない安全で安心なまちづくりを推進するため、会員を募集しています。

市暴力追放連合会は、「あわらしの安全で安心なまちづくり」を目標に掲げ、暴力排除キャンペーンなど様々な啓発活動を行っています。

現在、会員数は90名で、旅館業、建設業、飲食業、食品業など幅広い業種の方々に構成されています。

今年は、暴力団から不当な要求を受けた場合の対処方法や暴力団の現状等を内容とした「不当要求責任者講習会」を実施する予定となっています。

是非とも連合会に加入し、暴力のない安全で安心なまちづくり運動にご協力下さい。

年会費：会員1名につき1,000円

申込み・問合せは、

あわらし暴力追放連合会事務局
(あわらし総務課行政グループ)まで

TEL 73-8004

